

F C I

アジリティー規程

(2018年1月1日施行版)

目次

| | |
|---|-----------|
| A. FCI 規程 | 3 |
| A. 1 概要..... | 3 |
| A. 2 カテゴリー..... | 3 |
| A. 3 コース..... | 3 |
| A. 3. 1 一般事項..... | 4 |
| A. 3. 2 コース設計..... | 4 |
| A. 3. 3 競技..... | 5 |
| A. 4 障害..... | 6 |
| A. 5 審査..... | 12 |
| A. 5. 1 失敗..... | 13 |
| A. 5. 2 特定の障害の採点..... | 14 |
| A. 5. 3 失格..... | 15 |
| A. 5. 4 不可抗力..... | 16 |
| A. 6 評価／アジリティー証明書..... | 16 |
| A. 7 成績..... | 16 |
| A. 8 国際競技会の開催..... | 17 |
| A. 9 競技会への参加資格..... | 18 |
| A. 10 競技会／カテゴリーとクラス..... | 19 |
| A. 10. 1 FCI 認可の国際アジリティー競技会..... | 19 |
| A. 10. 2 国内アジリティー競技会..... | 20 |
| | |
| B. FCI ワールド・アジリティー・チャンピオンシップ | 21 |
| B. 1 開催..... | 21 |
| B. 2 競技..... | 22 |
| B. 3 参加申請..... | 23 |
| B. 4 リング用具..... | 23 |
| B. 5 獣医師チェック..... | 24 |
| B. 6 アジリティー手帳またはライセンス..... | 24 |
| B. 7 審査員..... | 24 |
| B. 8 細則..... | 25 |

A. F C I 規程

各国国内統轄団体（NCO）はF C I が定めたアジリティーの理念及び規程の普及に努めることが奨励される。

F C I アジリティー規程の主な目的は国際競技会のための基準を設けることであり、国際審査のガイドライン及び用具基準の基礎となることである。国内統轄団体はこのF C I 規程を独自の規程を作成するための基盤とし、現地の要求に対応するためにのみ異なったものにすべきである。

F C I アジリティー規程並びに各ガイドラインは、F C I イベント及び国際イベントに於いて適用されなければならない。

A. 1 : 概要

アジリティーは全ての**健全で体調の良い**犬が参加できる犬の競技である。

アジリティーの目的は、犬に各種障害を設定された順番通りに、かつ設定された時間内に走破させることである。アジリティーは犬の知性を評価し、向上させ、社会との調和を促進することを意図した教育的スポーツ活動である。

アジリティーには、完全な相互理解へと繋がる犬と指導手の良好な関係が必要とされる。従って、競技者は初歩的な訓練及び服従の基本に精通していなければならない。

A. 2 : カテゴリー

国際競技会では、以下の3つのカテゴリーが存在する。

S（スモール） : 体高 35 cm 未満の犬

M（ミディアム） : 体高 35 cm 以上、43 cm 未満の犬

L（ラージ） : 体高 43 cm 以上の犬

注： 犬は1つのカテゴリーにのみ出陳できる。「S」及び「M」で競技する犬の体高をアジリティー手帳に記録することが推奨される。アジリティー手帳に署名する**国内統轄団体**に承認されたアジリティー審査員が犬を計測することができる。

A. 3 : コース

コースにはできるだけ多くのタイプの障害を使用する。犬は正しい順番で障害を跳躍・通過し、事前に設定された時間内にコースを走破しなければならない。障害の設置の仕方により、難易度や速度が決まる。各コースは**スキルとスピードのバランス**を要求すべきである。

A. 3. 1: 一般事項

- ・ アジリティーのコースが設置されるリングは最低 20 m×40 m の広さがなければならない。リングを設置するための場所は最低 24 m×40 m の広さがなければならない。2つのリングを使用する場合は、通り抜けができない仕切りをリング間に立てるか、リング間に 10 m 以上の間隔を空けることが望ましい。
- ・ 実際のコースの長さは 100 m ~ **220 m** とし、クラスにより犬に最低 15 個以上、22 個以下の障害を跳躍・通過することを要求する。障害のうち7個以上はジャンプ障害でなければならない。通常の競技会のセットには最低 14 個のハードルが含まれていなければならない。
- ・ 連続する2つの障害間の**犬が通過するコースの距離**は 5 m 以上あるべきである（スモールでは 4 m）。連続する2つの障害間の**直線距離**は 7 m 以下であるべきである。この距離は犬が障害を離れるポイントから犬が次の障害に辿りつくポイントを計測する。ハードルについては、バーの中心である。トンネル、ゾーン、ウィービング・ポール（スラローム）等では、それらの障害の入口／出口のポイントである。
- ・ 指導手は各障害のどちら側でも通過することができなければならない。各障害の間（Aフレームもしくはドッグ・ウォークの下のトンネルを除く）は **1 m** 以上空けなければならない。
- ・ ウィービング・ポール（スラローム）、タイヤ、ウォール及びフラット・トンネルは1つのコースでそれぞれ1回しか使用できない。
- ・ **フラット・トンネル**、二重ハードル、タイヤ及びロング・ジャンプは、常に、直前の障害から真っ直ぐにアプローチできるように配置されなければならない。**フラット・トンネルから直後の障害へ向かって出る方向も真っ直ぐでなければならない。**
- ・ 二重ハードルはアジリティー/ジャンピング1度のコースで使用してはならない。
- ・ 最初の障害は一重ハードルでなければならない。最後の障害は一重ハードルもしくは二重ハードルでなければならない。

A. 3. 2: コース設計

コース設計は審査員の構想に一任されるが、自然なハンドリング・サイドを最低2回変更しなければならない。

よく設計されたコースでは犬は容易に、且つ円滑にラウンドすることができる。コース設計の目的は、犬のコントロール（障害での失敗の回避）とコースを走る速度の間に適正なバランスを取ることである。

番号札は、障害のどちら側から跳躍・通過しなければならないのかが明確になるように設置されなければならない（U字トンネルのどちらから進入しても良いことを表すため

に中央に番号札が設置される場合を除く)。

競技開始前に審査員は提供された障害を事由に点検し、障害がF C I基準を満たしていることが確認されたらコース設計図を運営委員会に渡し、運営委員会がコースを設置する。審査員はコースを確認し、コース全長を正確に計測させる。

コースにはF C I公認の障害を使用しなければならない。これらの障害は審査員の自由裁量で使用できる。以下の障害が審査員に提供されるべきである。

バー付きハードル：14、タイヤ：1、ウォールまたは陸橋：1、ドッグ・ウォーク：1、Aフレーム：1、シーソー：1、ウィービング・ポール（スラローム）：1、ロング・ジャンプ：1、チューブ・トンネル：3、フラット・トンネル：1。電子タッチ・ゾーンを使用することができる。

アジリティのコースは3つの異なるタッチ障害を使用しなければならない（不可抗力の場合を除く）。アジリティ2度及びアジリティ3度では、（審査員の自由裁量で）最高4つのタッチ障害を使用することができる。

アジリティ1度、アジリティ2度、及びアジリティ3度の違いは以下の通りである：

- ・コースの長さや難易度
- ・SCTを決定するために選択されるスピード

A. 3. 3: 競 技

コース上での練習は禁じられているが、競技者は競技開始前に犬を伴わずにコースを歩くことが許される。

審査員は競技開始前に、競技会の性質、コース標準タイム、コース最長タイム（リミットタイム）、採点方法について指導手に手短かに説明し、規則の確認を行うことができる。

a) コース標準タイム（SCT）の設定

国際アジリティ競技会（アジリティ・ワールド・チャンピオンシップ、ヨーロッパ・オープン、ジュニア・アジリティ・ヨーロッパ・オープン、CACIAgを含む）の競技に於けるSCTは、最も速く、最もコース上の失敗が少なかった犬のタイム +15% とし、小数点以下は切り上げとする。

国内競技会の競技に於けるSCT（秒）は、コースの全長（m）を選択速度（旋回速度・m/秒）で割ることにより決定することができる。選択速度は競技会の水準、コースの難易度、犬が走る地面の状態により決定される。

例：コース全長 160 m、選択速度（旋回速度）4.0 m/s の場合、SCTは 40 秒（ $160 \div 4.0$ ）となる。

b) コース最長タイム (リミットタイム) の設定

コース最長タイムは、コースの全長を、アジリティーでは 2.0 m/s、ジャンピングでは 2.5 m/s で割ることにより決定する。

c) 競技の進行

指導手は準備ができたという審査員の合図があるまで犬をスタートさせることはできない。まだ犬にリードがつけられている場合は犬のリードと首輪は外される。安全上の理由により、犬が競技中にそれらを身につけることは一切禁じられる。指導手は競技中、手に何かを持っていてはならない。

指導手はコース上のどの場所に位置してもよい。犬がスタートラインを越えた時点で計時を開始する。

競技中は各種の声符及び視符の使用が認められている。

指導手は犬や障害に触れることなく、犬が正しい順番で障害を跳躍・通過するようにしなければならない。指導手自身は障害を跳躍・通過したり、その上や下を通ったりしてはならない。

犬が最後の障害を正しい方向に跳躍することによりゴールラインを通過した時点で競技は終了し、計時も止まる。

指導手は犬を再度リードにつないでリングから出る。

指導手及び犬は、リングに入った瞬間からその両方がリングを離れるまで審査員の監督下に置かれる。

A. 4 : 障 害

F C I 公認の障害は下記の通りである。

ジャンプ

- ・ハードル
- ・陸橋またはウォール
- ・タイヤ
- ・ロング・ジャンプ

タッチ

- ・ドッグ・ウォーク
- ・シーソー
- ・Aフレーム

その他

- ・フラット・トンネル
- ・チューブ・トンネル
- ・ウィービング・ポール
(スラローム)

障害はいかなる場合においても犬に危険が及ぶものであってはならない。それらは下記の仕様に適合したものでなければならず、同封の図解に合致したものでなければならぬ

い。

タッチ部分の色は白、黒または茶であってはならない。電子タッチ・ゾーンは審査員のための追加情報としてのみ利用される。

ハードル： a) 一重ハードル

高さ： L：55 ～ 60 cm M：35 ～ 40 cm S：25 ～ 30 cm

最小幅： 120 cm - 最大幅： 130 cm

ハードルには木製または安全な合成素材のバーを1本取り付ける；金属製は不可。バーの直径は3 cm から 5 cm で、対比色で最低3分割に色分けされていなければならない。

ウィングの幅： 最低 40 cm - 最大 60 cm

ウィングの内側の縦軸は最低 1 m の高さがなければならない。

ウィングの外側縦軸へのテーパー開始部は最低 75 cm の高さがなければならない。

ハードルのウィングはお互いに連結されたり、固定されたりしてはならない。

長方形や三角形のウィングは認められない - フィールド・ウィング（隙間のないウィング）も同様に認められない。

ウィングのどの部分も犬が下をくぐったり通り抜けたりできてはならない。取り外しのできる部品であっても、もしくは常設部品であっても、如何なる部品（バー・ホルダーまたはカップ）もウィングの内側縦軸から突出してはならない。

b) 二重ハードル（スプレッド・ハードル）

一重ハードル（上述）を2つ組み合わせて二重ハードル（スプレッド・ハードル）を構成することができる。バーの高さの差は 15～25 cm で、低い方から順に設置する。奥のハードルのバーの長さは手前のハードルのバーよりも 10 ～ 20 cm 長くなければならない。

高さ： L：55 ～ 60 cm M：35 ～ 40 cm S：25 ～ 30 cm

二重ハードルの奥行きは下記の数値を越えてはならない。

L : 50 cm M : 40 cm S : 30 cm

取り外しのできる部品であっても、もしくは常設部品であっても、如何なる部品（バー・ホルダーまたはカップ）もウイングの内側縦軸から突出してはならない。

ウォール： 高さ： L : 55 ～ 60 cm M : 35 ～ 40 cm S : 25 ～ 30 cm

幅： 最低 120 cm - 最大 130 cm

奥行き： 底部約 20 cm、上部最低 10 cm

ウォールには1つまたは2つのトンネル状の開口部を設けることができ、分割式のものでなければならず、伸縮式のウォールは認められない。上部に3～5個の取り外し可能なユニットがなければならない。この取外し可能なユニットの底及び側面は閉じていなければならない。

ユニットの形：



柱の高さは 100 ～ 120 cm なければならず、ウォール部分に連結してはならない。柱の幅と奥行きは最低 20 cm - 最大 40 cm である。柱が円柱の場合、直径は 30 ～ 40 cm でなければならない。

タイヤ： 開口部直径： 45 cm ～ 60 cm

地面から開口部中心までの高さ： L : 80 cm M・S : 55 cm

タイヤ・輪の幅： 最低 8 cm - 最大 18 cm

安全上の理由により、タイヤの下半分は閉じているか、詰め物で満たさなければならない。

a) フレーム付きタイヤ

タイヤは高さの調節が可能でなければならず（チェーンまたはロープによる調節）、固定してはならない。

タイヤは 8 kg 相当の圧力がかかった時に2つから4つに分割されなければならない。

この障害の土台の長さは地面からカテゴリーLのタイヤの頂点までの高さ × 約 1.5 でなければならない。

フレームの幅は 150 cm を超えてはならない。フレームの内側とタイヤの外

側は最低 15 cm 離れていなければならない。

より安全なフレーム無しタイヤを支持し、フレーム付きタイヤは今後5年間で段階的に廃止されるべきである。

b) フレーム無しタイヤ

タイヤは衝撃吸収素材を使用して作られ、形が変わらないようにしなければならない。タイヤは、その両側の2本の縦軸脚によってその位置（高さ）に固定される。フレーム無しタイヤの作りは、容易に倒れないことを保証する十分な安定性を提供するものでなければならない。また縦軸脚はタイヤの頂点よりも突き出ないように作られなければならない。上部に梁は付けない。分離式のフレーム無しタイヤを使用しても良い。

ロング・ジャンプ：

ロング・ジャンプは2～4個のユニットから構成される。全長は下記の通りとする：

L： 120 ～ 150 cm （4ユニット）

M： 70 ～ 90 cm （3ユニット）

S： 40 ～ 50 cm （2ユニット）

ジャンプの幅： 手前は 120 cm、奥は **150 cm** まで可。

ユニットは低いものから順に配置する。最も低いユニットの高さは 15 cm。最も高いユニットの高さは 28 cm。各ユニットの奥行は 15 cm で、手前より奥の方が高くなっている。ユニットの傾斜角度は、各ユニットの手前部分とその前に置かれたユニットの奥の部分よりも高くないようにしなければならない。

ロング・ジャンプの厚板部分は木製または安全な合成素材でなければならない（脚は必ずしもそうでなくても良い）（金属は不可）。

コーナー・ポールの高さは **120 ～ 130 cm**、直径は **3 cm ～ 5 cm** とし、四隅すべてに設置されなければならない（どのユニットにも固定してはならない）。必要に応じて犬と指導手の保護のためにこれらのポールの上部に覆いを被せるべきである。マーカー・ポールはロング・ジャンプの一部として考慮されない。それらは単なる審査補助である。

ドッグ・ウォーク：

高さ：最低 120 cm - 最大 130 cm

厚板及び傾斜路の長さ：最低 360 cm - 最大 380 cm

厚板及び傾斜路の幅：30 cm

タッチ部分：各傾斜路の下部 90 cm は異なる色にしなければならない（側面も同様）。

障害の表面は滑らないものでなければならない。各傾斜路には、犬が滑らず容易に登れるようにするために、等間隔（約 25 cm 毎）に滑り止めの板（スラット）を取り付けなければならない。ただし、タッチ部分の始まりから 10 cm 以内に取り付けてはならない。これらの滑り止め（スラット）は幅 2 cm、厚さ 0.5 ～ 1 cm とし、角が鋭くなっているはならない。

タッチ部分の下は地面と平行で、隙間があってはならない。平らにし過ぎてはならず、鋭利な角も不可である。

ドッグ・ウォークの脚は障害の上面から突き出てはならない。ドッグ・ウォークの脚及びその他の支持構造は、ドッグ・ウォークの下にトンネルを安全に設置するための妨げになってはならない。

シーソー：高さ：地面から支点上の厚板の上面までは 60 cm。シーソーの支点は厚板の上面の下 10 cm 以内になければならない。

厚板の長さ：最低 360 cm - 最大 380 cm

厚板の幅：30 cm

タッチ部分：ドッグ・ウォークと同様。

厚板の先端部分は犬や指導手にとって危険であってはならない。タッチ部分の下は地面と平行で、隙間があってはならない。平らにし過ぎてはならず、鋭利な角も不可である。

シーソーは安定し、表面は滑らないものでなければならない。ただし、滑り止めの板（スラット）の使用は認められない。シーソーは適切なバランスが取れていなければならず（板が傾く速度が速すぎても遅すぎてもいけない）、小型犬も問題なく傾けることができるものでなければならない。

確認：シーソーの下りのタッチ部分の真ん中に 1 kg のおもりを乗せた時に 2～3 秒で傾かなくてはならない。このようになっていない場合は調整が必要である。

Aフレーム：

高さ：2つの傾斜路の頂点は、すべての犬に対し 170 cm でなければならない。

傾斜路の長さ：最低 265 cm - 最大 275 cm

傾斜路の幅：最低 90 cm で、地面に接触する部分は 115 cm まで広くできる。

タッチ部分：各傾斜路の下部 106 cm は異なる色にしなければならない（側面も同様）。

障害の表面は滑らないものでなければならない。各傾斜路には、犬が滑らず容易に登れるようにするために、等間隔（約 25 cm）に滑り止めの板（スラット）を取り付けなければならない。ただし、タッチ部分の始まりから 10 cm 以内に取り付けてはならない。これらの滑り止め（スラット）は幅 2 cm、厚さ 0.5 ～ 1 cm とし、角が鋭くなっているはならない。

タッチ部分の下は地面と平行で、隙間があってはならない。平らにし過ぎてはならず、鋭利な角も不可である。

Aフレームの頂点は犬にいかなる危険も及ぼしてはならず、必要に応じて覆いを被せなければならない。

Aフレームの支持構造はAフレームの下にトンネルを安全に設置するための妨げになってはならない。

フラット・トンネル：

フラット・トンネルの入口は奥行き 90 cm の硬質または半硬質の構造でなければならない。

入口は 60 cm の高さ、60 cm ～ 65 cm の幅がある - 底は平らである。

入口の床の表面は滑らず、**摩耗防止のも**でなければならない。入口は動かないように固定されなければならない。入口の縁は保護材で覆われていなければならない。

出口は柔軟素材でできており、長さ **180 ～ 220 cm** である。直径は 60～ 65 cm である。

出口を留め具で固定してはならない。

チューブ・トンネル：

直径： 60 cm 長さ： 300 ～ 600 cm

トンネルは柔軟性がなければならず、明るい色の均一な表面の素材で作られ

ていることが推奨される。

チューブ・トンネルは常に最大限に伸ばして使用されなければならない。

トンネルを固定する際は、紐やテープがトンネルの輪郭に沿っていなければならない。歪みが生じたり直径が減少したりしてはならない。

ウィービング・ポール（スラローム）

ポールの数： 12 本

ポールは硬質で直径が 3 ～ 5 cm のものとする。ポールの高さは 100～120 cmで、ポールの間隔は 60 cm とする（ポール間を計測）。

ポールは木製または安全な合成素材でなければならない。金属は認められない。フレームの厚さは（フレーム及び脚の）全体で 0.8 cm を超えてはならず、幅は 8 cm を超えてはならない。ポールを定位置に保持するブラケット／カップはフレームに完全に固定されていなければならない。高さは 10 cm を超えてはならない。フレームの脚は、正常にウィービング・ポール（スラローム）を通過する際に犬の邪魔になってはならない。

スタート及びゴール：

計時装置を使用する場合は、最初と最後の障害に可能な限り近づけて設置しなければならない。それがスタートライン及びゴールラインとなる。計時装置を使用しない場合は、最初と最後の障害がスタートラインと及びゴールラインとなる。

犬が1つ目の障害の横を通過してしまった場合は拒絶のため減点とし、スタートライン（最初のハードルのラインを両側からリングの端まで延長したもの）を通過した時点で手動計時装置を作動させる。

スタート地点、ゴール地点は犬にとって十分な広さ（少なくとも 6 m）があるべきである。

A. 5： 審 査

審査員の決定は最終的なものであり、競技者は審査員の決定に異議を唱えることはできない。

下記事項には失敗が適用される。

- ・コースを正しく跳躍・通過できなかった場合
- ・SCT以内にコースを完走できなかった場合

A. 5. 1: 失敗

a) 標準タイム (SCT) の超過

タイム減点は標準タイム (SCT) を超えた分だけ課される。コース・タイムは 100 分の 1 秒までの精度で計測されなければならない。

b) コース上の失敗:

失敗は全て 5 点単位である (5 点減点)。

指導手が自分の犬または障害に触れて有利な状況に導いた場合、失敗が課せられる。その都度 5 点減点。

犬が跳躍・通過すべき障害に関連して以下の失敗が課せられる。

b. 1) 転倒:

障害を跳躍する際、どの障害のどの部分 (バー、ウィング、タイル・・・) が倒れても、転倒・落下する度に失敗となる (5 点減点)。コースの中でその障害を再度跳躍しなければならない場合は、間に合うようにヘルパー (スチュワード) により立て直されなければならないことに注意する (失格ではない)。

b. 2) 拒絶:

以下に該当する場合、拒絶として減点される (5 点減点)。犬が、障害の前で立ち止まる、コース上で立ち止まる、障害に背を向ける、障害の横を通り過ぎる、タイヤとその外枠の間を通過する、ハードルのバーの下をくぐる、トンネルに頭もしくは足を入れて再度戻ってくる、トンネルもしくはハードルのウィングを跳び越える、ロング・ジャンプを横から跳ぶ、タッチ障害の下をくぐるまたは跳び越える。

犬が跳躍・通過すべき障害の側にいる時にのみ、拒絶 (障害の前で止まる、障害に背を向ける、障害の横を通り過ぎる) が課せられる。

b. 3) タッチ部分:

ドッグ・ウォーク、シーソー、A フレームでは、犬は上り下りそれぞれのタッチ部分に少なくとも 1 本の足、もしくは足の一部を接触させなければならない。これを怠った場合、1 回につき 5 点の減点となる。犬の 4 本の足すべてが地面に着いたとき、犬はその障害から離れたとみなされる。

拒絶の場合はやり直さなければならない。それを怠った場合は失格となる。

その他の失敗: 障害を転倒・落下させたり、タッチ部分に接触しなかったりした場合は減点となるが、そのまま競技を続行する。

A. 5. 2 : 特定の障害の採点

障害を跳躍・通過しようとする試みごとに審査されなければならない。

a) 二重ハードル (スプレッド・ハードル)

一重ハードルと同様に審査される。

b) 分離式タイヤ

犬が拒絶した際にタイヤが分離した場合： 失格

犬が通り抜けた際にタイヤが分離した場合： 5点減点

c) ロング・ジャンプ

走り抜けたり、側面から跳んだり、側面へ跳び出したり、障害全体を跳び越えなかった場合は拒絶が課される（5点）。

1つでもユニットを倒した場合は失敗が課される（5点）。その他の接触は失敗とはならない。

犬、または指導手がロング・ジャンプのマーカー・ポールに接触したり倒したりすることによって、例えユニットの一つが倒れたとしても減点されない。

d) ドッグ・ウォーク

4本の足が下りの傾斜路に触れる前にドッグ・ウォークから跳び下りた犬は拒絶として減点される（5点）。

e) シーソー

支点を4本の足が越える前にシーソーから跳び下りた犬は拒絶として減点される（5点）。犬はシーソーの板が地面に着いてから、シーソーから跳び下りなければならない。これを怠ると失敗として減点が課される（5点）。

f) Aフレーム

下りの傾斜路に4本の足が触れる前にAフレームから跳び下りた犬は拒絶として減点される（5点）。

犬がAフレームの頂点を越えたのち、下りの傾斜路に触れる前に地面に触れた場合は失格とする。

g) トンネル

横から障害にアプローチする際、トンネル通過のための間違った試技（例：跳び越える）は、拒絶として減点される（5点）。

h) ウィービング・ポール (スラローム)

第1ポールは犬の左側、第2ポールは犬の右側と続かなければならない。

進入の間違いは、たとえ犬が障害の横からアプローチする場合であっても、その都度拒絶として減点される（5点）。それ以降の間違いについては1回しか失敗として減点されない（5点）。間違えた場合は即座に修正されなければならないが、障害の入り口から改めてやり直すことも出来る。（3ゲート以上の）逆走は失格となる。

この障害は次の障害に移る前に正しく通過されなければならないが、これを怠った場合は次の障害で失格となる。

A. 5. 3: 失 格

- ・ 審査員に対する不適切な行動。
- ・ 犬の手荒な扱い。
- ・ コース最長タイム（リミットタイム）の超過。
- ・ 3回の拒絶。
- ・ 順序に反した障害の跳躍及び接触（障害の下または上の通過を含む。ただしAフレームもしくはドッグ・ウォークの下に配置されたトンネルを拒絶した際に、それらの障害の下を通過することは許可される。）
- ・ 逆方向からの障害の跳躍・通過。
- ・ 障害を跳躍・通過する前に、犬が障害を倒したり壊したりして、もはや正しく跳躍・通過できないようにする。
- ・ 指導手が障害を倒したり壊したりする。
- ・ 指導手自身が障害を跳躍・通過したり、障害の上や下を通ったりする。
- ・ 指導手が手に何かを持つ。
- ・ 犬がスタートラインを越えた後に犬をスタートの位置に配置し直す（審査員の指示なしに）。
- ・ 犬が首輪を付けている。
- ・ 指導手が競技を中止する（審査員の指示なしに）。
- ・ 犬がリングを汚す、リングを離れる、あるいは制御不能になる。
- ・ 犬が絶えず指導手に噛みついている。

- ・審査員のスタートの合図の前に走り始める。

失格はその犬の資格が剥奪されたことを意味する。審査員が他の決断を下さない限り、指導手と犬は直ちにリングから退場しなければならない。失格の場合は審査員が（ホイッスル等で）はっきりと合図しなければならない。

審査員は全ての予期せぬ事態に対処しなければならない、終始一貫していなければならない。

A. 5. 4 : 不可抗力

バーが風で落ちたり、フラット・トンネルの布がよじれる等の指導手の制御不能な状況に於いては、審査員は指導手を停止させることができ、障害が再度設置された後、審査員は犬の競技を最初から再開させる。

犬が停止させられる前に課せられた減点はすべて有効とする。停止させられた地点までは他の減点はされないが、指導手は最善を尽くしてコースを走破しなければならない。更なる減点は犬が競技を停止させられた地点以降でのみ課せられる。

A. 6 : 評価／アジリティー証明書

アジリティー競技会では下記の「評価」が付与される。

| | | |
|------|--------------|--------|
| 減点合計 | 1 ～ 5.99 点 | エクセレント |
| 減点合計 | 6 ～ 15.99 点 | ベリーグッド |
| 減点合計 | 16 ～ 25.99 点 | グッド |
| 減点合計 | 26 点以上 | 評価なし |

「減点合計」とは障害の減点及びタイムの減点の合計である。

「FCIアジリティー証明書」はアジリティー1度に於いて、減点なしで完走し、異なる2人の審査員から「エクセレント」の評価を3回受けた犬に対し授与される。

A. 7 : 成績

席次の決定に際しては下記事項が考慮される。

1. 減点合計（コースの減点 + タイムの減点）
2. 減点合計が同じ場合、最も良いタイムの犬を1位とする。

例：SCTが 60 秒の場合

| 犬の番号 | コースの減点 | タイム | タイム減点 | 減点合計 | 席次 |
|------|--------|-------|-------|-------|----|
| 7 | 5 | 58.71 | 0.00 | 5.00 | 2 |
| 12 | 0 | 65.00 | 5.00 | 5.00 | 3 |
| 18 | 5 | 57.25 | 0.00 | 5.00 | 1 |
| 4 | 0 | 68.32 | 8.32 | 8.32 | 4 |
| 15 | 10 | 59.17 | 0.00 | 10.00 | 5 |
| 2 | 5 | 65.00 | 5.00 | 10.00 | 6 |

A. 8 : 国際競技会の開催

アジリティー競技会の開催を希望するクラブは下記の要件を満たさなければならない。

1. 最低 20 m × 40 m の広さのリングがある。

リングの表面は犬及び指導手に危害を与える恐れがあってはならない（ガラスの破片、釘、くぼみ等がない）。

2. 自国のケネル・クラブ及びFCIにより承認されている審査員を任命し、審査させる。
3. 円滑に競技会を運営するために必要な数のスチュワードを準備する。以下の係員が含まれる。

- ・審査員が犬から目を離さずに済むように、審査員からの減点の合図を記録する記録係1名。
- ・犬の計時を担当するタイムキーパー2名（正タイムキーパー1名と副タイムキーパー1名）。
- ・障害を設置し直し、犬が通過する度にフラット・トンネルを真っすぐに直す用具担当スチュワード2名。

- ・スコアボードの記入、アジリティ手帳の記入、席次整理を担当する書記（最低）2名。
- ・競技者にリングの入退場を指示するリング・スチュワード1名。
- ・審査員の指示に従ってコースの設置を行うためのチーム（6名）を1チーム。

4. 障害、電子計時装置の精度及び位置はFCIアジリティ規程に準拠しなければならない。

A. 9 : 競技会への参加資格

参加資格：

a) FCIアジリティ証明書及びCACIAGが授与されるFCI認可の国際アジリティ競技会

生後18カ月を越え、FCI公認の血統書（スタッドブック／Appendix（ウェイトングリスト））を保持しているすべての犬種が対象となる。タトゥーをしているか、もしくはマイクロチップが挿入されていなければならない。また所有者/指導手はFCI傘下の国内統轄団体に所属しているクラブの会員でなければならない。

競技者は、競技成績が記録されている自国の国内統轄団体が発行した**有効なアジリティ手帳**あるいはライセンスを保持しなければならない。

発情期の牝犬は国際競技会に於いて競技することが許可される。

CACIAGは国際競技会に於いてのみ付与される。

b) 国内アジリティ競技会

血統書の有無を問わず生後18カ月を越える全ての犬はタトゥーをしているか、もしくはマイクロチップを挿入していなければならない。また、犬の所有者/指導手はFCI傘下の国内統轄団体に所属しているクラブの会員でなければならない。競技する犬は競技成績が記録されている自国の国内統轄団体が発行した**有効なアジリティ手帳**あるいはライセンスを保持しなければならない。

参加資格が無い犬：

- ・妊娠中の牝犬。
- ・外見上明らかに病気や怪我をしている、もしくは体調が悪い犬。
- ・ドーピングされた犬。

狂犬病が発生している地域から来る犬、及びそのような地域へ行く犬は有効な狂犬病予防接種証明書を保持していなければならない。

他国から参加する指導手及び犬は、FCI傘下の国内統轄団体の会員であることと、自国に於ける公認アジリティー競技会で競技を行っていることを証明しなければならない。

自国で競技する権利が無効になっている間に他国で競技した場合、自国の国内統轄団体による懲戒処分が課されるべきである。

競技者には最善の態度と適切な服装が求められる。

犬を手荒く扱うことは厳しく非難され、直ちに失格となる。指導手に対して苦情が申し立てられることもある。

主催団体は如何なる出陳も拒否する権利を有する。

A. 10 : 競技会／カテゴリーとクラス

下記の2種類の競技会が開催される

- 1) FCI認可の**国際アジリティー競技会**
- 2) **国内統轄団体認可の国内アジリティー競技会**

A. 10. 1 : FCI認可の国際アジリティー競技会

FCI公認血統書（スタッドブック／Appendix（ウェイティングリスト））を保持し、国内統轄団体が発行した**有効な**アジリティー手帳またはライセンスを保持する生後18カ月を越える犬のみが参加できる。

CACIAg 競技会は各国に於ける最も高いアジリティー・レベルに対してのみ行われる。

以下に示す2つの公式クラスがある。

- ・アジリティー： タッチ障害を含む。
- ・ジャンピング： タッチ障害を含まない。

これらのクラスは以下の3つのレベルに分類される。

a) アジリティー／ジャンピング1度

「アジリティー証明書」をまだ取得していない犬のみが参加できる。

b) アジリティー／ジャンピング2度

「アジリティー証明書」を取得した犬のみが参加できる。

c) アジリティー／ジャンピング3度

3度に昇格するための自国の条件を満たした犬のみが参加できる。

- 例：アジリティー2度の競技会で上位3位以内に減点なしで3回入賞した。

下位のレベルに出場させることは可能であり、国内統轄団体の規程に準じる。

この規定は障害がそれぞれのカテゴリー用に示された仕様に合致していることを前提に、S、M、Lの全てのカテゴリーに適用される。

公式競技会で獲得した成績は犬のライセンスに関連するアジリティー手帳またはデータ・レコードに記録され、国内統轄団体に定められた条件を満たせば、この成績を以て国内のチャンピオンシップのみでなくワールド・チャンピオンシップへの出場も可能となる。

A. 10. 2 : 国内統括団体認可の国内アジリティー競技会

血統書の有無を問わず、国内統轄団体が発行した有効なアジリティー手帳またはライセンスを保持する生後18カ月を越える犬が参加できる。

これらの競技会は各国の自主性に委ねられるが、アジリティーの理想を高く掲げ、犬及び指導手の安全を保証すべきである。国内統轄団体はFCIアジリティー規程を適用するか、独自の国内規程を制定することができる。独自の規程を制定する場合、国内統轄団体はできる限りFCI規程に従うように努めるべきである。

クラス、カテゴリー、各レベルへの昇格・降格の条件、及びその他自国の特別規則は国内規程で定めることができる。

B. F C I アジリティー・ワールド・チャンピオンシップ

B. 1 : 開 催

アジリティー・ワールド・チャンピオンシップは毎年開催される。ウィナーは「ワールド・アジリティー・チャンピオン」のタイトルを獲得する。

アジリティー・ワールド・チャンピオンシップの開催を希望する国内統轄団体は、開催予定の5年前に申請しなければならない。申請書はF C I アジリティー委員会委員長に送付しなければならない。原則として、ワールド・チャンピオンシップの開催日は10月の第1週末とする。F C I アジリティー委員会はこの日程からの如何なる逸脱も承認しなければならない。申請書には下記詳細が含まれていなければならない。

- ・国内統轄団体名。競技会を運営する役員の氏名及び住所を含む。
- ・開催予定地
- ・開催場所として選ばれた施設とリングの説明及び図面、人的・物的資源の情報
- ・ワールド・チャンピオンシップ開催細則に従って全てを行なう旨の確認書

アジリティー・ワールド・チャンピオンシップはF C I 会員国の最高水準の指導手が参加するイベントである。開催国は「ワールド・チャンピオンシップ」の名に相応しい威厳あるイベントにするよう努めなければならない。

必要な用具はすべて開催国が提供する。開催国は、招待した競技者及び役員全員の受け入れに対する責任を負う。

良好な雰囲気を作って大会を成功に導くために、大会期間中、優秀な実況解説員を手配することを特別に考慮すべきである。

必要な宣伝を行って多数の観客を動員し、アジリティー及び純粋犬の発展を促すために、各種メディア（プレス、ラジオ、テレビ等）と接触するべきである。

チャンピオンシップを開催する国内統轄団体は、チャンピオンシップの実際の運営に関しF C I に対してのみ責任を負い、チャンピオンシップが円滑に進行するように適切な手段を講じなければならない。

チャンピオンシップを開催する国内統轄団体はチャンピオンシップ開催予定日の少なくとも6カ月前までに他の国内統轄団体を招待しなければならない。各国内統轄団体には出場申込締切日、最大出場頭数を通知しなければならない。各々のチームに適切な同一の服装を着用させることを要求すべきである。

F C I アジリティー委員会は、チャンピオンシップを開催する国内統轄団体にワールド・チャンピオンシップの「開催細則」を遵守させ、F C I アジリティー規程を厳格に適用することを徹底させる代表者を任命する。チャンピオンシップを開催する国内統轄団体はその代表者にチャンピオンシップのプログラムを提供する。

B. 2 : 競 技

競技会はF C I 規程に従って審査される。競技会は 24 m × 40 m の広さの1つのリングで2名の審査員（うち1名は開催国の審査員）により実施される。

アジリティー・ワールド・チャンピオンシップは下記競技によって構成される。

a) 2つの「個人」競技

- ・タッチ障害を含むアジリティー・コース
- ・タッチ障害を含まないジャンピング・コース

コースには公認されている障害のみを設置する。

2つのコースの成績の合計により優勝犬を決定し、優勝犬は「F C I アジリティー・ワールド・チャンピオン」となる。同点の場合は（1位の場合に限り）、3番目のコースで優勝決定戦を実施する。

b) 2つの「チーム」競技

- ・タッチ障害を含むアジリティー・コース
- ・タッチ障害を含まないジャンピング・コース

コースには公認されている障害のみを設置する。

参加国は各カテゴリー4頭の犬からなる1チームを参加させることができる。チームごとの各出走に於ける上位3頭の2つの成績（アジリティー及びジャンピング）を合計し、優勝チームを決定する。優勝チームは「F C I アジリティー・ワールド・チャンピオン・チーム」と称される。

個人及びチームの各出走後に犬のマイクロチップ番号が確認される。

テスト・ドッグ

指導手がコース検分を開始する前に、審査員はコースを確認するため（競技に参加しない）テスト・ドッグを試走させる。これは各カテゴリーで行われる。

スタート手順

スタート準備が整ったという合図を審査員が指導手に出した後、指導手には犬をスタートさせるために 15 秒間が与えられる。その時間が経過したら計時は自動的に開始される。

B. 3 : 参加申請

アジリティー・ワールド・チャンピオンシップでは、F C I傘下の国内統轄団体（もしくはAKC、CKC及び英国KCのようなF C Iと緊密な関係を持つ団体）が以下の規程に従ってチームを選出することができる。

- ・所有者及び指導手は彼/彼女の犬が代表する国の国民であるか、もしくは法律上の居住地がその国になければならない。所有者及び指導手の居住状況を決断するのは国内統轄団体である。二重国籍の場合、彼/彼女はどの制限も無くどちらの国のために競技するかを選択できるが、1カ国のためにしか競技することはできない。
- ・競技する犬はF C I公認の血統書を保持していなければならず、代表する国のスタッドブック／Appendix（ウェイティングリスト）に最低6カ月間は登録されていなければならない。
- ・各指導手は最大4頭の犬と競技することができる。
- ・ワールド・チャンピオンシップ、ヨーロピアン・オープン、もしくはジュニア・ヨーロピアン・オープンに参加するためには、犬は競技会当日に月齢24カ月以上でなければならない。

問題が生じた場合は、F C I執行委員会に付託されなければならない。

各国は以下の頭数の犬を出陳することが出来る。

- ・「個人」競技：「L」、「M」、「S」合わせて9頭。（各カテゴリー最大6頭）
- ・「チーム」競技：「L」、「M」、「S」の各カテゴリー4頭の犬からなる各1チーム

注：前回のチャンピオンシップの「個人」競技（L、M、S）での優勝犬（同じ犬及び指導手）は自動的に選出され、タイトルの防衛を賭けて競技を行う。その国に認められている規程の頭数とは別にこれらの犬が追加される。

ワールド・チャンピオンシップに出場するためには、犬は公式アジリティー2度あるいは3度で「エクセレント」あるいは少なくとも「ベリー・グッド」の評価を与えられていなければならない。

国内統轄団体は他の基準を検討することができる。

各国内統轄団体は、正しく記入し、署名を済ませた申込用紙を申込締切日前に運営委員会に送付しなければならない。同時に、運営委員会に対してチームの責任を負う「チーム・リーダー」またはコーチを任命しなければならない。

B. 4 : リング用具

下記の公認された障害から成る完全なアジリティー・セットを2セット。

バー付ハードル：14（バーの直径は4 cm から 5 cm でなければならない）、タイヤ：

1（分離式タイヤが推奨される）、ウォールもしくは陸橋：1、ドッグ・ウォーク：1、Aフレーム：1、シーソー：1、ウィービング・ポール（スラローム）：1、ロング・ジャンプ：1、チューブ・トンネル：3、フラット・トンネル：1。電子タッチ・ゾーンを使用することが出来る。

B. 5 : 獣医師チェック

それぞれの犬は競技会開始前に獣医師チェックを受ける。狂犬病予防接種証明書が確認される。狂犬病が発生している地域から来る犬、及びそのような地域へ行く犬は自国の獣医により発行された有効な健康証明書も保持していなければならない。

妊娠中の牝犬及び病気や負傷が認められる犬は競技することはできない。発情期の牝犬は競技することが許される。発情期の牝犬は割り当てられた順番通りにスタートする。

B. 6 : アジリティー手帳あるいはライセンス

それぞれの犬はアジリティー手帳あるいはライセンスを保持し、競技会開始前に運営委員会に提出しなければならない。

B. 7 : 審査員

F C I アジリティー委員会は資格を有する2名の審査員（そのうち1名は開催国以外の国の審査員でなければならない）及びアシスタント審査員1名（F C I 公認審査員でなければならない）を任命する。また、任命された2名の審査員はコース審査の責任を担い、アシスタント審査員はドッグ・ウォークの上りのタッチ部分の審査のみの責任を担う。

審査員の決定は最終的なものであり、異議を申し立てることはできない。

審査員の経費に関しては「F C I アジリティー・ワールド・チャンピオンシップ開催細則」に定められている。開催国は外国人審査員のためにF C I の4つの実用語（フランス語、英語、ドイツ語、スペイン語）のいずれかの通訳を手配しなければならない。

ミディアム及びスモールで申し込まれた犬はアジリティー・ワールド・チャンピオンシップで計測される。F C I アジリティー委員会により3名の計測審査員が任命される。

犬が誤ったカテゴリーに申し込まれたことが判明した場合、その犬は競技会から除外される。

B. 8 : 細 則

運営委員会は本委員会の職務及び義務について記述した F C I 規程を遵守し、正しく履行しなければならない。

英語版が真正のものである。

太字部分は 2017年4月にプラハ於いて開催された F C I 執行委員会より承認されたものである。

この新規程は 2018年1月1日から適用される。